

無料

「旧優生保護法を 違憲とする最高裁判断」

～ この判決から私たちは
何を感じ、何を学ぶか ～

弁護士 新里 宏二 氏

講師

- 1952年盛岡市出身。中央大学法学部卒。1983年仙台弁護士会登録。
- 「新里・鈴木弁護士事務所」（仙台市）所属。
- 仙台弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長を歴任。
- 現在、全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会代表、優生保護法被害者弁護団共同代表等を務める。
- 著書「社会を変えてきた弁護士の挑戦～不可能を可能にした闘い」（民事法研究会2022年8月）、他多数。



日時

2025年2月13日（木）

13時30分～15時30分（受付開始13時）

会場

岩手教育会館 2階 多目的ホール

【盛岡市大通一丁目1番16号】

受講対象者

専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）
盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会構成機関・団体
盛岡地域市民後見人・市民後見人名簿登録者
県内成年後見中核機関、その他関心のある方

お申込み

お申込みは、裏面「参加申込書」によりFAX・郵送・持参
定員100名【先着順】 お申込み期限1月31日（金）

主催・お問合せ

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか

盛岡広域成年後見センター

【盛岡市大通一丁目1番16号 岩手教育会館2階】

TEL 019 (626) 6112 FAX 019 (656) 0612

成年後見センターもりおか

FAX 019-656-0612

【 申込締切 1月31日(金) 】

成年後見センターもりおか・盛岡広域成年後見センター
講演会「旧優生保護法を違憲とする最高裁判断」

参加申込書

令和 年 月 日

所属団体・事業所名等	フリガナ お名前	連絡先 (当日連絡の取れる電話番号)
		電話番号
		電話番号
		電話番号

- ※ 電話番号は、必ずご記入願います。
- ※ 当日、来場いただいても参加できない場合がありますので、事前にお申し込みください。
- ※ 申込後、定員超過等で参加できない場合には当センターから電話連絡いたします。
- ※ 当日の録音・録画・撮影は、禁止とさせていただきます。
- ※ 不明な事柄は、当センターあてお問合せください。